



# 三重県公報

平成31年4月26日(金)

第 3103 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
39	三重県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
40	三重県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則	(地球温暖化対策課)	2
41	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 防 災 砂 防 課 )	2
<b>告 示</b>			
274	令和元年三重県議会定例会の招集	( 財 政 課 )	3
275	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定の一部を改正する告示	( 漁 業 環 境 課 )	3
276	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
277	三重県営サンアリーナの利用料金の承認	( 観 光 政 策 課 )	5
278	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	5
<b>公 告</b>			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	( 総 務 課 )	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	7
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	8
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 企 業 庁 )	8
	落札者を決定した旨	( 教 育 委 員 会 )	12

規 則

三重県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第三十九号

三重県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則(平成十一年三重県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「~~平~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第四十号

三重県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十五年三重県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(工場等) 第三条 条例第八条第一項の規則で定める温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十条第一項の規定により指定された第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十三条第一項の規定により指定された第二種エネルギー管理指定工場等とする。	(工場等) 第三条 条例第八条第一項の規則で定める温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七條の四第一項の規定により指定された第一種エネルギー管理指定工場等及び同法第十七条第一項の規定により指定された第二種エネルギー管理指定工場等とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年四月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(平成十四年三重県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第六号様式中「~~平~~」を削る。  
第七号様式中「~~第7号様式~~」を「~~第8号様式~~」に改める。  
第八号様式及び第九号様式中「~~平~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示
-----

**三重県告示第 274 号**

令和元年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 期日 平成 31 年 5 月 10 日
- 2 場所 三重県議会議事堂

**三重県告示第 275 号**

漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定（平成 31 年三重県告示第 106 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「、三重区第 1051 号」を削り、同表に次のように加える。

魚類第 30 加入区	三重区第 1051 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（須賀利）
------------	-----------------------	-----------

**三重県告示第 276 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ぎゅーとらラブリー小田店  
伊賀市小田町字泥畑 260 番ほか 9 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社 Y's corporation	名張市桔梗が丘五番町二街区 78 番地	吉井 宏

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ぎゅーとら	伊勢市西豊浜町 655 番地 18	清水 秀隆
未定	—	—
未定	—	—

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 31 年 12 月 11 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,985 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	120 台	縦覧による
駐車場 2	14 台	縦覧による
合計	134 台	

## (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場 1	66 台	縦覧による
駐輪場 2	20 台	縦覧による
合計	86 台	

## (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	32.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	42.8 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	34.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	108.8 m <sup>2</sup>	

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	5.8 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	12.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 3	5.8 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	23.6 m <sup>3</sup>	

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ぎゅーとら	午前 7 時 00 分	午後 10 時 00 分
未定	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分
未定	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場 1	3 箇所	縦覧による
駐車場 2	1 箇所	縦覧による
合計	4 箇所	

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
荷さばき施設 2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
荷さばき施設 3	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

## 7 届出の日

平成 31 年 4 月 10 日

## 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 4 月 26 日から同年 8 月 26 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 277 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営サンアリーナの利用料金を次のとおり承認しました。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

株式会社スコルチャ三重  
代表取締役 濱田 典保

2 変更となる利用料金の内容

(1) 施設

備考

自治体が近隣地域の交通混雑の解消・渋滞緩和のため、サンアリーナ付帯駐車場のみ利用する場合には、その利用料金を徴収しないこととする。

3 利用料金の承認年月日

平成 31 年 4 月 22 日

4 利用料金の適用年月日

平成 31 年 4 月 26 日

### 三重県告示第 278 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上海老茂福線	四日市市山城町字西大谷 749 番 14 地先 から 四日市市山城町字西大谷 811 番 16 地先 まで	平成 31 年 4 月 26 日
一般国道 166 号	松阪市飯高町栗野字平野 295 番 2 地先 から 松阪市飯高町栗野字平野 1871 番地先 まで	平成 31 年 4 月 26 日
一般国道 422 号	松阪市飯高町栗野字中道 386 番 1 地先 から 松阪市飯高町栗野字中道 396 番 6 地先 まで	平成 31 年 4 月 26 日
一般国道 165 号	名張市安部田字宝殿ノ本 2037 番 1 地先内	平成 31 年 4 月 26 日

## 公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、平成 31 年 4 月 16 日に下記の方々を県民功労者として表彰しました。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

功 労 区 分	氏 名	市 町 名	登録番号
地 方 自 治	岩 田 隆 嘉	伊賀市	570 号
文 化	小 野 政 幸	津市	571 号
社 会 福 祉	鈴 木 廣 子	四日市市	572 号
農 業	大 西 誠	熊野市	573 号
運 輸 港 湾	小 林 長 久	四日市市	574 号
土 木 建 設	小 笠 原 まき子	桑名市	575 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成31年4月26日

三重県知事 鈴木英敬

中野土地改良区（四日市市中野町149番地1）

退任理事

四日市市中野町1125番地

天春文篤

〃 〃 1052番地

市川喜蔵

〃 〃 936番地

市川義彦

〃 〃 1077番地

市川芳隆

〃 〃 922番地1

市川行雄

〃 〃 1282番地5

黒田耕

〃 〃 277番地1

齋藤隆博

退任監事

四日市市中野町1231番地

市川吉則

〃 〃 502番地10

市川喜博

〃 〃 1074番地

市川隆文

就任理事

四日市市中野町1125番地

天春文篤

〃 〃 1052番地

市川喜蔵

〃 〃 936番地

市川義彦

〃 〃 1077番地

市川芳隆

〃 〃 922番地1

市川行雄

〃 〃 1282番地5

黒田耕

〃 〃 277番地1

齋藤隆博

就任監事

四日市市中野町1231番地

市川吉則

〃 〃 502番地10

市川喜博

〃 〃 1074番地

市川隆文

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成31年4月26日

三重県知事 鈴木英敬

保々南土地改良区（四日市市中野町149番地1）

退任監事

四日市市西村町3783-1

伊藤清隆

〃 中野町1052

市川喜蔵

就任監事

四日市市西村町3783番地1

伊藤清隆

〃 中野町1803番地2

山川富士夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成31年4月26日

三重県知事 鈴木英敬

伊勢市黒瀬土地改良区（伊勢市黒瀬町1691番地）

退任理事

伊勢市黒瀬町 1521  
 " " 1665  
 " " 196  
 " " 1687  
 " " 468  
 " " 1710  
 " " 1505  
 " " 1682  
 " " 671-7  
 " " 1461-1  
 " " 1572  
 " " 1523

## 退任監事

伊勢市黒瀬町 1500  
 " " 1681  
 " " 1543  
 " " 199

## 就任理事

伊勢市黒瀬町 1521  
 " " 1665  
 " " 196  
 " " 1687  
 " " 468  
 " " 1710  
 " " 1505  
 " " 671-7  
 " " 1461-1  
 " " 1572  
 " " 1523  
 " " 1489

## 就任監事

伊勢市黒瀬町 1500  
 " " 1681  
 " " 1543  
 " " 199

西井文平  
 森田完  
 世古口友久  
 酒徳憲男  
 酒徳幸範  
 酒徳均  
 福田幸照  
 酒徳信夫  
 阪本幸博  
 酒徳泰男  
 酒徳泰彦  
 福田光司

牛江清雄  
 酒徳喜久雄  
 酒徳永一  
 酒徳和行

西井文平  
 森田完  
 世古口友久  
 酒徳憲男  
 酒徳幸範  
 酒徳均  
 福田幸照  
 阪本幸博  
 酒徳泰男  
 酒徳泰彦  
 福田光司  
 阪本幸重

牛江清雄  
 酒徳喜久雄  
 酒徳永一  
 酒徳和行

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木英敬

小俣町土地改良区（伊勢市小俣町本町 3 番地）

## 退任理事

伊勢市小俣町元町 944-1  
 " " " 811  
 " " 相合 609  
 " " " 555-1  
 " " 明野 1723  
 " " " 1715  
 " " 元町 1152  
 " " " 999

槇野裕孝  
 中里剛  
 永野嘉造  
 岩尾安  
 藤井元  
 西村喜代司  
 奥野清文  
 中森邦正

伊勢市小俣町元町 1216  
 " " " 1257  
 " " 本町 998  
 " " 相合 135-1  
 " " 湯田 522  
 " " " 552  
 " " 新村 55-1  
 " 上地町 1902  
 " 小俣町元町 1706  
 " " " 748

宮 西 寿  
 宮 本 晴 司  
 松 本 一 夫  
 中 西 貞 夫  
 山 崎 幸 男  
 辻 経 生  
 谷 口 佐 富  
 山 本 正 蔵  
 奥 野 英 介  
 岡 野 薫

## 退任監事

伊勢市小俣町相合 621  
 " " 本町 71-2

中 井 斎 吉  
 野 口 和 利

## 就任理事

伊勢市小俣町元町 936  
 " " " 811  
 " " 相合 509-1  
 " " " 534-1  
 " " 明野 1690  
 " " " 1738  
 " " 元町 1117  
 " " " 1085  
 " " " 1216  
 " " " 1460  
 " " 宮前 265  
 " " 相合 1140  
 " " 湯田 276  
 " " " 552  
 " " 新村 270-1

中 尾 稔  
 岡 村 和 行  
 長谷川 清  
 吉 村 勉  
 橋 爪 紀 夫  
 別 當 進  
 渡 邊 政 之  
 野 崎 利 幸  
 宮 西 寿  
 西 山 豊  
 北 村 守 康  
 南 喜 治  
 林 慶 達  
 辻 経 生  
 山 本 一 行

## 就任監事

伊勢市小俣町新村 55-1  
 " " 本町 71-2

谷 口 佐 富  
 野 口 和 利

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、市場土地改良区（四日市市市場町 1629 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年三重県企業庁管理規程第 9 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名

平成 31 年度 ご発第 1-分 0001 号 三重ごみ固形燃料発電所 RDF 焼却・発電施設定期点検整備等業務

## (2) 業務の特質等



業務に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札情報サービスシステム（物件調達）から入手することができます。

(3) 履行期間

平成 31 年 7 月 19 日（金）から同年 12 月 16 日（月）とします（契約締結日から平成 31 年 7 月 18 日（木）までを準備期間とし、この期間に受注者は業務内容を習熟するとともに、発注者の責に基づく業務の引継ぎを受けるものとします。）。

(4) 業務履行場所

三重県桑名市多度町力尾地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等に係る共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体取扱要綱」といいます。）に基づき結成したものであること。また、共同企業体の構成員全てが調達システムの登録確認を受けていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 共同企業体での参加の場合は、構成員の全てがアからウまでに該当していること。

オ 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請として、平成 16 年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる本業務と同種業務の履行実績を資料提出日において有すること。

なお、「本業務と同種業務」とは、汽力を原動力とする火力発電施設又は一般廃棄物処理施設（焼却施設に限ります。）におけるボイラー設備の新設、増設、改良、取替、修繕又は点検（目視のみによる点検は除きます。）の実績をいいます。

なお、共同企業体での参加の場合は、構成員のいずれかが実施実績を有していれば足りるものとしますが、共同企業体の構成員が個々に有する実施実績年数を合計することはできません。

また、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する事業者にあつては、我が国における実績とします。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)アの申請書を提出するまでに 5(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、アに掲げる申請書を平成 31 年 5 月 21 日（火）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、共同企業体として入札に参加する場合は、上記アの申請書に代えてイに掲げる書類を平成 31 年 5 月 15 日（水）16 時までに書面により 5(1)の場所に提出してください。共同企業体により参加する場合は、代表者以外の構成員は、共同企業体の代表者に入札に関する一切の権限を委任することとします。

ア 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書

イ 共同企業体にあっては、共同企業体取扱要綱第 11 条に基づく次の書類

- (ア) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
- (イ) 特定共同企業体協定書（写し）
- (ウ) 使用印鑑届
- (エ) 委任状

- (2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求めます。

- (3) 落札候補者にあっては、アからウまでに掲げる書類を平成 31 年 6 月 11 日（火）12 時までに 5(1)の場所に提出してください。

ア 実施実績を証明する書類

イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

ウ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

- (4) 上記(1)から(3)までの書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

## 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾 4028  
三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所 担当 鈴木  
電話 0594-32-3468 ファクシミリ 0594-32-3469

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 31 年 6 月 5 日（水）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 31 年 5 月 24 日（金）までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 31 年 6 月 6 日（木）10 時まで  
入札書と合わせて入札金額内訳書を調達システムより提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書（仕様書）の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、東員笹尾郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 31 年 6 月 6 日（木）10 時

なお、入札書は平成 31 年 5 月 29 日（水）から同年 6 月 6 日（木）10 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先 住 所 〒511-0232 三重県員弁郡東員町笹尾東 2-31-2  
宛 先 東員笹尾郵便局留め  
受取人 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所

案件名 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設定期点検整備等業務 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成31年6月6日(木)10時30分

場所 (1)に同じです。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8(平成31年10月1日以降については、100分の10とします。)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100(平成31年10月1日以降については、110分の100とします。)に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程(平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。)第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第166条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等との保証委託契約の保証書を提出することにより契約保証金の納付に代えることができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上となります。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)

(イ) 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等における低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :

Periodic Inspection and Maintenance of Refuse Derived Fuel Incineration and Power Generation Facility.

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, June 6, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, May 29, 2019 and 10 : 00 A.M. on Thursday, June 6, 2019.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Thursday, June 6, 2019.

- (4) Managing Authority :

Mie Refuse Derived Fuel Power Plant Office, Mie Prefecture Public Utilities Agency

4028 Chikarao, Tado-Cho, Kuwana city, Mie, 511-0125, Japan

TEL: 0594-32-3468

- (5) Applications must be made in Japanese.

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 26 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1	特定役務の名称	三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託
2	担当部局	津市広明町 13 番地 三重県教育委員会事務局教育総務課
3	落札者決定日	平成 31 年 3 月 28 日
4	落札者	三重県伊勢市神田久志本町 1313 番地 2 株式会社サイバーウェイブジャパン 代表取締役 堀崎 萱二
5	落札金額	入札価格 37,720,000 円 契約金額 41,303,400 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	平成 31 年 2 月 15 日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---